

町田市保育の質向上推進ガイドライン

ー子どもの人権・人格を尊重した保育実施のためにー

2022年4月1日適用
町田市子ども生活部

保育所保育指針において、保育所等は児童福祉法に基づいて、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することが求められています。

また、近年は子どもの気持ちに寄り添い、その人権・人格を尊重するという意識が高まっており、保育所等では子どもの人格を尊重するとともに、子どもが権利の主体であるという認識をしつつ、保育を実施することが求められています。

本ガイドラインは、町田市の保育所等が、子どもの人権・人格を尊重した保育を実施するとともに、保育の質向上推進を目指すための基本的な指針とします。

1 保育の目標

- (1) 子どもの人権に配慮し、子ども一人ひとりの人格を尊重した保育の実施
- (2) 子ども一人ひとりの発達や家庭環境を理解し、子どもを主体とした保育の実施

2 保育内容

- (1) 子ども一人ひとりの人権・人格を尊重して関わる
 - ・保育所職員が子ども一人ひとりの人権について理解し、自身の常識を過信することなく、常に子どもの最善の利益を尊重した保育を実施する。
 - ・保育所全体で、職員の日頃の子どもの声の掛け方や接し方などについて確認するため、保育内容について振り返りの場や話し合いの場を定期的に持つ。
- (2) 子ども一人ひとりを主体とした保育の実施
 - ・子ども一人ひとりの発達に応じた保育を実施する。
 - ・子どもの家庭環境に配慮した保育を実施する。
 - ・子どもの生活習慣や文化の違いに配慮した保育を実施する。

3 子どもの人権・人格を尊重した保育実施のためのチェック項目

本ガイドラインで掲げた「保育内容」について、日々の保育現場において実施できているかを振り返るとともに確認するため、様々な保育の場面に応じたチェック項目を示します。

(1) 日中の保育

- ・子どもの気持ちに寄り添って、会話ができていますか。
→子どもは、身近な人と安心して過ごせる場において、自分の意思を表現し、意欲

をもって活動できるようになります。子どもの表情や言動から、気持ちを受け止め、くみ取ることで信頼関係を築きましょう。また、子どもたちが自ら考えて行動できる言葉かけを心掛けましょう。

- ・登園時の機嫌、顔色や服装など、いつもと違うところはありませんか。
→子ども一人ひとりの生活リズムを大切に、乳幼児期にふさわしい生活のリズムが形成されていくことが求められます。また、多様な家庭環境の下、保護者の状況もそれぞれ異なっており、子どもや子育てに関する思いや願いを丁寧にくみ取り、受け止めることが重要となります。
保育所職員は、日々の子どもの状態を把握し、子ども及び保護者に配慮しながら適切に支援する必要があります。
- ・泣いている子どもに、優しく声掛けができていますか。
→子どもは成長の発達に伴い、怒り、苛立ち、拒否するなど激しい意思表示や感情表現を見せますが、保育所職員に受け止められながら、自分の気持ちを安心して表すことができることは、子どもの心の成長の基盤になります。泣いている子どもには、その気持ちを受け止め、共感し、肯定的な声掛けを心掛けましょう。

(2) 遊び

- ・伸び伸びと遊べるように見守っていますか。
→乳幼児期の子どもは、遊びなどの自発的な活動によって、多くのことを体験的に学びます。保育所職員が、発達や興味関心に合わせて行う子どもの遊びを見守り、支援することで、子どもの意欲や主体性が育まれます。自由な発想を認め、子どもの実態や状況に則して柔軟に対応することが重要です。
- ・子ども同士のトラブルは、双方の事情をよく聞き子どもの気持ちに寄り添った対応をしていますか。
→子どもは、人との関わりの中で他の人への関心を広げながら、人と関わる力を育んでいきます。子ども同士のトラブルに対する対処は、双方の言い分をよく聞きお互いが納得する解決へ導きましょう。また、発達段階によって異なりますが、安全に配慮しながらも、子ども自らが解決の方向に行動できるように丁寧に関わる必要があります。

(3) 給食

- ・子ども一人ひとりの食べるペースを理解し、適切な言葉かけをして食に対する意欲を引き出していますか。
→子どもは、自我の芽生えとともに自分で食べたいという欲求が生まれ、意思表示します。食べ終わるのに時間がかかっても、子どもの言動を温かく見守り、気持ちを肯定的に受け止めましょう。
- ・子どもの好き嫌いに対する気持ちを受け止めて、適切な声掛けができていますか。
→子どもは日によって食欲が異なり、食べ慣れないものに敏感になる時期があるため、気持ちに寄り添った声掛けを行いましょう。また、家庭での生活や発達段階を考慮しながら、子どもが楽しく安心して食事をできる雰囲気づくりを心掛けま

しょう。

(4) 午睡

- ・子ども一人ひとりの生活リズムやその日の体調等を把握した上で、安心して睡眠できる環境をつくれていますか。

→日中の保育では、子どもが体を使って活発に遊び、適度な疲労感をもって午睡に入れる環境を整えましょう。また、睡眠の発達には個人差があるため、午睡を必要とする子と必要としない子がいますが、子ども一人ひとりの成長や家庭での生活を考慮し、発達過程に合わせた生活リズムを整えられるようにしましょう。

(5) トイレ（排泄）

- ・子ども自身の排せつのタイミングで声掛けできていますか。

→排泄の感覚やタイミングは、家庭での生活や子どもの発達によって異なります。一人ひとりの状況を把握するとともに、子どもの気持ちを理解し、排泄の素振りが見られる時には、タイミングよく優しい言葉でトイレに誘いましょう。排泄の失敗への対応は、子どもの気持ちに配慮し、優しい声掛けを行いましょう。

(6) その他

- ・子どもの発達に応じた声掛けや手助けをしながら、自発的な子どもの気持ちに応じた対応をしていますか。

→保育所は、すべての子どもが、日々の生活や遊びを通して共に育ちあう場です。子どもの障がいや様々な発達上の課題を把握し、すべての子どもが自己を十分に発揮できるように配慮し支援しましょう。

4 保育の質向上のための取組

(1) 保育コンシェルジュによる訪問を基本とした相談・助言

保育所職員がいきいきと働ける環境を実現し、安定的な保育を提供するために、保育コンシェルジュによる訪問を基本とした相談・助言を行います。

(2) 保育士サポートロイヤーによる法的側面からの相談・助言

近年、子どもの人権に対する意識の高まりの中、保育においても、より高度な配慮が求められるようになりました。保育士等の職員が、心身ともに安定して保育に専念できる環境を確保するために、保育士サポートロイヤーを導入し、法的側面からの相談・助言を行います。

(3) 公立保育園及び地域子育て相談センターの取組

民間保育園と連携・協力しながら、市全体の保育の質の向上を目指すため、合同研修や地域別・テーマ別の研修、公開保育の実施、各施設間における意見交換ができるような場の提供を行います。また、地域子育て相談センターは、マイ保育園実施園と連携し、地域の子育て家庭を支援します。